

島原市補助金制度 に関する提言

平成23年 2月

島原市行政評価委員会

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 補助金制度に関する提言 | 2 |
| (1) 最上位計画等における優先順位づけについて | 2 |
| (2) 補助対象事業の目的の明確化について | 2 |
| (3) 事業主体の検討について | 2 |
| (4) 公募型補助金制度への転換等について | 3 |
| (5) 団体運営費補助のあり方について | 3 |
| (6) 終期の設定について | 3 |
| (7) 補助対象者の選定とモニタリングについて | 4 |
| (8) 事業の成果の検討と評価について | 4 |
| (9) 情報公開の徹底について | 4 |
| (参考) | 5 |
| 島原市行政評価委員会委員名簿 | 6 |
| 島原市行政評価委員会設置要綱 | 7 |
| 島原市行政評価委員会開催実績 | 9 |

1 はじめに

近年、地方自治体には、急速に進む人口減少・少子高齢化や地方分権化など社会環境の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、市民が将来にわたって安心して暮らすことができる地域づくりが期待されている。他方、グローバル化、人口減少・少子高齢化等による経済状況の悪化が税収の減少を招いており、上記のような地域づくりに持続的に取り組むためにも、地方自治体には、行財政運営にかかる変革が強く求められている。

島原市においても、市民サービスの向上とともに財政の健全化を目指す「島原市第四次行政改革大綱」を策定し、人件費の削減や事務事業の見直しに努め、着実に成果をあげてきているが、一定の行政水準を保ちながら、市民から求められる施策を推進するためには、より一層の歳出削減に取り組み、将来にわたって持続可能な財政構造を構築することが必要となってきている。

こうした中、平成20年度の当初予算において、国庫補助や県費補助等を伴わない市が単独で交付している補助金について、交付額全体で18年度比約10%の削減が行われたところである。しかし、時代の変化に柔軟に対応し続けるためには、継続中の事業について、目的の達成度や事業の收支決算状況等を考慮しながら、必要性を検証し、廃止・縮小等の見直しとともに、新たな市民ニーズに対応する事業の新設等に絶えず取り組まなければならない。

そこで、我々は、本委員会において、「補助金等の見直し」をテーマとして、これまで市が実施してきた補助金制度の仕組みなどについて、多様な観点からの検証に努めてきた。

補助金制度は、企業や市民活動団体による行政サービスを補完する公共的サービスの創出、地域の活性化を図る等、重要な役割を担っている。

島原市においては、この提言で示した「補助金見直しの方向性」を受け、補助金制度の見直し等に努められたい。

平成23年 2月23日

島原市行政評価委員会
委員長 山口 純哉

補助金制度に関する提言

島原市における現在の補助金制度について、本委員会において協議した結果、以下を改善の方向として提言する。

（1）最上位計画等における優先順位づけについて

市民ニーズへの対応にあたって、限られた財源を効果的に活用するためにも、市勢振興計画等の上位計画において、分野間、分野内での優先順位をつけておく必要がある。

（2）補助対象事業の目的の明確化について

一部の補助は、惰性によって継続している感がある。補助対象事業の目的を明確にした上で、市勢振興計画等の優先順位と照らし合わせながら見直しを進める必要がある。

（3）事業主体の検討について

市勢振興計画等の優先順位が高く、目的が公益に資するものであっても、行政単独、協働（人、モノ、金、情報等）、民間（企業や市民活動）単独等、いずれの主体が取り組むべき事業なのかを明らかにする必要がある

（4）公募型補助金制度への転換等について

既存の市民ニーズ、新しい市民ニーズを問わず、企業や自治会といった従来の組織に加えて、NPO法人等、多様な主体が多彩な方法で地域課題の解決や地域の活性化に取り組み始めている。市民ニーズの充足に最も適した手法を選択するためにも、既存補助金の公募型補助金への転換や新規案件の募集が必要である。

（5）団体運営費補助のあり方について

補助金本来の目的は、補助対象団体の事業実施による市民ニーズの充足にあるため、既存の団体運営費補助は、段階的に減額し、事業費補助に切り替えていく必要がある。

ただし、将来に渡って公益性が認められる事業を実施しようとしている団体の設立時など、初期段階において運営基盤が脆弱である場合は、特例措置として終期を定めたうえで交付する必要がある。

（6）終期の設定について

補助が長期にわたる場合、既得権化等の様々な弊害が出てくる。そのため、補助金については、適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。新たな補助金については開始時に、既存の補助金については見直しを行った際に終期を設定する。

(7) 補助対象者の選定とモニタリングについて

財務も含め、対象事業者の事業目的、内容、組織、実績を明らかにして、適切な規模の補助を実施する必要がある。

また、継続的なモニタリングを通じて、知らない間に事業、財務等の状況が変わり、補助の意義が失われることのないよう留意する必要がある。

(8) 事業の成果の検討と評価

補助対象事業の履行確認と事業経費の会計処理の適切性を検証するため、事業の視察、関係書類の審査、確認等を十分に行う必要がある。

(9) 情報公開の徹底について

補助金については、補助団体や市民に対して十分に情報が公開されているとは言えない。

そこで、補助金の見直しを実施する場合、市は、補助団体に対して市の考え方をより具体的に説明するとともに、補助団体は、市民に対して補助事業の成果等を説明する必要がある。

参考

島原市行政評価委員会

(五十音順)

| 委 員 名 | 所 屬 等 |
|-------|--------------------|
| 大野 友道 | 九州北部税理士会島原支部 支部長 |
| 満井 敏隆 | 島原商工会議所 会頭 |
| 矢川 武士 | 島原市町内会・自治会連合会 会長 |
| 山口 純哉 | 長崎大学経済学部 准教授 |
| 山崎 幹子 | 島原市男女共同参画推進懇話会 委員 |
| 脇田 安大 | (財)ながさき地域政策研究所 理事長 |

島原市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市のまちづくりの施策に関し、市民の視点に立った客観的な評価を行い、効率的で効果的な行政活動を促し、市勢振興計画に掲げるまちづくりの目標の達成につなげるため、島原市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 島原市行政評価の改善に関すること。
- (2) 政策、施策及び事務事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、市長に対して資料の提出、関係職員の説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策企画グループにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開催する会議は、第5 条第1 項の規にかかわらず、市長が招集する。

島原市行政評価委員会開催実績

①第4回行政評価委員会

○開催日 平成22年11月10日

○場所 有明総合文化会館

○主な内容
・補助金の見直しの必要性について概要説明
・質疑応答

②第5回行政評価委員会

○開催日 平成22年11月22日

○場所 杉谷公民館

○主な内容
・抽出した補助金について市担当職員による説明(6件)
・質疑応答

③第6回行政評価委員会

○開催日 平成22年12月17日

○場所 有明総合文化会館

○主な内容
・委員長から、本委員会での意見等をもとに取りまとめた
「提言案」を提示
・質疑応答

④市長へ市補助金制度についての「提言」を提出

○期日 平成23年2月23日